一～二十七　（略）
二十八　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。）
二十九～三十四　（略）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項の請求が、一月から九月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第二項第九号の二及び第九号の三並びに第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。 （現況の届出） **第七条**　受給資格者は、毎年、九月三十日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、法第九条（同条の規定によりその年の九月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合はこの限りでない。 一～三　（略） ２　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類	（認定の請求） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第二項第九号の二及び第九号の三並びに第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。 （現況の届出） **第七条**　受給資格者は、毎年、七月三十一日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、法第九条（同条の規定によりその年の七月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合はこの限りでない。 一～三　（略） ２　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

二～二十八　（略）
二十九　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第六号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第六号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。）
三十～三十五　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　九月三十日前三月以内に作成された次に掲げる書類等 イ・ロ　（略） 三　九月三十日前一月以内に作成された次に掲げる書類等 イ・ロ　（略） ３　前項第二号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する九月三十日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。 一～三　（略）	二　七月三十一日前三月以内に作成された次に掲げる書類等 イ・ロ　（略） 三　七月三十一日前一月以内に作成された次に掲げる書類等 イ・ロ　（略） ３　前項第二号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。 一～三　（略）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　（略） ２　（略） ３　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から九月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得（令第四条の規定によって計算した所得の額をいう。第十七条第三項において同じ。）が法第二条第一項に規定する政令で定める額を超えない事実についての市町村長の証明書 二　（略） 三　請求者及び請求者と同一の世帯に属する者が、その年（一月から九月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前年）の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十	（認定の請求） **第一条**　（略） ２　（略） ３　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得（令第四条の規定によって計算した所得の額をいう。第十七条第三項において同じ。）が法第二条第一項に規定する政令で定める額を超えない事実についての市町村長の証明書 二　（略） 三　請求者及び請求者と同一の世帯に属する者が、その年（一月から七月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前年）の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十